

5. Q&Aタイム

(1) 町内会・自治会の法人化（認可地縁団体化）について

- ・平成3年の自治法改正によって、地縁 団体（自治会、町内会など）が、市町村長の認可を受けた場合、法人格を取得し、不動産登記の登記名義人となることのできる制度（認可地縁団体制度）が導入された。
- ・麻生区では栗木町内会が制度発足と同時に申請をし、認可を受けている。
- ・詳細については、栗木町内会 仲林会長に質問のこと。

<問合せ先>

- ・事務所：〒215-0033 川崎市麻生区栗木1-3-13
栗木第二土地管理組合内
栗木町内会 会長 仲林 久夫
(Tel) 044-981-0201
(Fax) 044-981-0911

(2) 防犯活動は何をすれば良いか？

①防犯灯の設置

- ・現在川崎市では防犯灯は基本的に ESCO (Energy Service Company) 事業として運営されている。これは、従来町内会・自治会が個別に運営・管理していたものを、川崎市が LED 化を進めると同時に一括してサービス会社に管理を委託したものである。
- ・新規に設置を希望する場合、毎年6月に麻生防犯協会から町会長・自治会長宛てに送られてくる「防犯灯新設要望書」に記入し提出する。
- ・市では全区の要望を集計し、予算の範囲内で設置を実施する。

②防犯カメラの設置

- ・防犯カメラを設置する場合、総会等で住民の賛同を得ておく必要がある（議事録を作成しておく）。また、「防犯カメラ管理運用基準」を作成し、併せて町内会・自治会の規約を用意しておく。
- ・設置する機種、設置場所、電気の可用性を検討する。同時に工事を依頼する業者から見積もりを取得する。
- ・毎年6月に送られてくる「防犯カメラ設置補助金エントリーシート」に記載し、区役所危機管理担当に提出する。これにより設置費用の10分の9の援助が受けられる（金額には上限あり）。

<問合せ先>

岡上町内会 会長 宮野 敏男

(Tel) 044-981-0626 (自宅)

(Fax) 044-981-0776

(Mail) toshi.miyano@jcom.home.ne.jp

③青パトによる防犯パトロール

- ・青パトによる町内巡回は、不審者にとってはその地域が防犯意識の高い場所と映り、犯罪を働こうという意識を萎えさせる効果を持っている。
- ・青パトによるパトロールをする際には、町会・自治会の役員会でその旨決定をする。

- ・麻生警察署生活安全課に依頼し、講習を受ける。その後「パトロール実施者証」の発行を受け、実施時期やパトロール場所、担当者（2名以上）を決定する。

- ・麻生防犯協会（044-965-1780）に連絡し、青パトの予約をする。

- ・振込用紙が送られてくるので、利用料（1回 500円）を振込する。

- ・送られてくる「青パト使用券」チケットを持ち、警察署1階に出向いて青パトを借り出す。その際、台帳に必要事項を記入する。

なお、青パトを借り出す際に「パトロール実施者証」の携行を忘れないように気をつけること。

- ・実際のパトロール実施場所への往復の際、青色回転灯は回さないこと。

- ・麻生防犯協会には「青色防犯パトロール車利用規約」が用意してあるので、良く読んでおくこと。



④地域防犯連絡所

- ・町会長・自治会長に選任されると、毎年麻生警察署および麻生防犯協会から「地域防犯連絡所」の委嘱を受けることとなります（推薦により自身や防犯担当者を指定）。前会長から引き継いだ看板を見やすい箇所にはりつけ、地域の防犯の一翼を担います。



(3) 防災について

①防災資器材の具体例と補助金の申請方法

・各自主防災組織の充実を目的に、防災活動に必要な防災資器材の購入について補助が受けられます。内容的には、防災資器材購入に要する費用の2分の1または組織割りで300,000円、世帯割りで600円（両方を合算した金額を限度とする）。

- ・毎年6月頃に自主防災組織連絡協議会から案内が送られてくる。
- ・自主防災組織で調達した資器材は、添付別紙の一覧表で管理する。

②災害時要援護者避難支援制度とは？

・災害時に避難指示等の情報が入手困難であったり、自力で避難できない、家族等の支援を受けられないといった人が、予めこの制度に登録すると、その方の属する自主防災組織に登録者の情報を渡し、災害発生時の避難支援等を行う。

- ・模式図は添付資料の通り。

(4) 麻生区町内会事業提案制度

①町内会事業提案制度とは

・地域の課題解決に資する事業を町会・自治会から募集し、認定を受けた町会・自治会が委託事業として実施する。

- ・事業開始が4月1日以降の場合は、1月15日から2月28日まで
- ・事業開始が7月1日以降の場合は、3月1日から5月31日まで
- ・希望する町会・自治会は、地域振興課に相談のこと。

②最近の適用例：

a. 岡上町内会における道路余剰地への公園整備

- ・対市要望で出した道路余剰地の公園整備が2年越しで認められ、その整備資金捻出のため麻生区町内会事業提案制度に応募した。
- ・実際は二次募集であったが、運良く認められ整備を行うことができた。



b. 岡上町内会における橋脚への壁画作成

県道真光寺長津田線の橋脚が落書きで汚れていたものを、和光大学の協力を得て桜の絵を描いていただき、手前のベンチに座ってゆっくりと楽しむことができるようになった。



(5) 社会福祉協議会

「社会福祉協議会（略して「社協）」は、地域福祉の推進を図ることを目的の民間団体で、川崎市では令和2年4月1日に各区社会福祉協議会は合併して、社会福祉法人 川崎市社会福祉協議会となった。従来の麻生区社会福祉協議会は、川崎市社会福祉協議会の支部に当たるが、そのまま麻生区社会福祉協議会と呼ぶ。

主な事業としては、

- ・ 地域福祉の推進
- ・ 介護保険サービス・障がい者総合支援法等サービス
- ・ 在宅生活の支援
- ・ 人材育成・確保
- ・ 広報・啓発活動
- ・ 災害時ボランティアセンターの設置
- ・ 老人いこいの家管理

等がある。

また財源として、

- ・ 会員会費
- ・ 共同募金配分金
- ・ 補助金・交付金・委託費
- ・ 寄付金・賛助会費

が活動の原資となっている。毎年2月に行われる「社協の賛助会員募集」に伴う資金は、社協の大きな力となっている。

麻生区には2つの地区社会福祉協議会があり、それぞれ活動を続けている。一つが「柿生地区社会福祉協議会」で、もう一つは「麻生東地区社会福祉協議会」である。町内会・自治会からの参加者や民生委員等がメンバーとなって、小地域の福祉活動をおこなっている。活動原資は、共同募金の配分金、麻生区社会福祉協議会で集めた賛助会費の配分金等である。

(6) 町会や自治会の会長になるとどのような依頼が行政から来るの？

①年度初めの届け出関係書類

- ・添付「行政からの依頼事項（町会・自治会関係）」参照

②各種委員の推薦

- ・添付「行政からの依頼事項（各種委員の推薦）」参照
- ・行政だけでなく、社協・警察・消防等からも依頼が来る。
- ・推薦間隔は、毎年・2年ごと・3年ごと・5年ごと等色々あるので注意。

③会費や募金はどのようなものがあるの？

- ・添付「会費・募金等」参照
- ・地区社協会費は、柿生地区と麻生東では算出方法が異なる。

＊ ＊ 詳細は令和3年度版「町内会・自治会の手引き」を参照のこと。

自主防災組織 備蓄庫・資器材調査票

組織名: _____

住 所: _____

所在地: _____

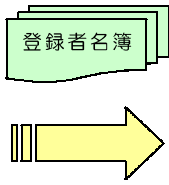
防災倉庫設置場所: _____

(令和XX年YY月ZZ日 作成)

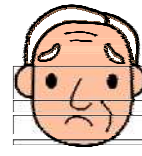
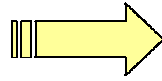
備蓄用品	個数	備蓄用品	個数	備蓄用品	個数
消火用具(消火器)		救急箱(医薬品等)		灯光器	
消火用具(水バケツ等)		担架		コードリール	
給水器具(ホース)		車イス		チェーンソー	
給水器具(ノズル等)		リヤカー		エンジンカッター	
組立式水槽		ヘルメット		ろ水機	
はしご		腕章		浄水機	
のこぎり		防災被服等		可搬型消火ポンプ	
バール		旗(避難誘導棒等)		AED	
かけや		メガホン等		穴掘り用具	
つるはし		懐中電灯等			
スコップ		トランシーバー			
手斧(なたを含む)		携帯ラジオ			
ジャッキ		防災倉庫等			
ロープ		テント			
カラビナ		仮設トイレ			
ウインチ		炊飯器具類			
ハンマー		防水(ビニール)シート			
番線カッター		小型発電機			

災害時要援護者避難支援制度のイメージ

1 平常時の活動



登録された災害時要援護者の方々の名簿を皆様方へ提供します。



町内会等において、具体的な支援方法等を検討してください。

日ごろから要援護者の見守り活動等に心がけ、地域コミュニティの強化につなげましょう！

2 風水害時の活動

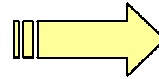


風水害が発生したら・・・

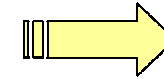
避難準備情報！



※「避難準備情報」が発令されます。



要援護者の避難支援を行ってください。



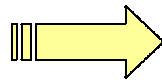
避難所

※「避難準備情報」とは、避難に時間がかかる高齢者や障害者のために、通常の「避難勧告」や「避難指示」に先立って発令し、いち早く安全に避難していただくための情報のことです。

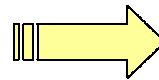
3 震災等の場合



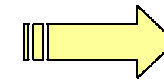
地震が発生したら・・・



要援護者の安否確認を行ってください。



家屋の倒壊等により、救出が必要な場合には・・・



近隣の方々が協力し合い、救出するようにしてください。

★いかなる場合においても、ご自身の身の安全を確保した上で、可能な範囲での支援をお願いいたします。

（あて先）

川崎市麻生区長

（申請者）

所在地

町内会等名

代表者名

麻生区町内会事業提案制度提案書

令和 年度麻生区町内会事業提案制度について、関係書類を添え、次のとおり提案します。

事業名	
予算額	円 (内訳：市負担額 円、町内会等負担額 円、その他 円)
事業目的	どのような地域課題の解決につながるか
事業内容	事業概要、対象（どこで、誰に）、手法（いつ、どのように、何をなど）、開催回数、参加予定者数など具体的に

事業期間 及び スケジュール	
事業効果	事業を実施することで会員等がどのような効果を受けるか
本事業の 提案回数	回目（ 年度・ 年度）
連絡責任者 氏 名	
住 所	
電 話 F A X	
メール アドレス	
貴町内会等 での役職	

第2号様式（第5条関係）

事業見積書

収入

(単位：円)

項 目	金 額	内 訳
川崎市負担金		
町内会等負担金		
合 計		

支出

(単位：円)

項 目	川崎市 負担金額	町内会等 負担金額		内 訳
小 計				
合 計				

※この様式に書ききれない場合は、任意の様式に必要事項を記入してください。

※事業完了時に提出する事業収支決算書には、上記に記載された支出の領収書等の添付が必要になります。

行政等からの依頼事項

2021.06

区 分	名 称	依頼時期	提出時期	間 隔	人数	担当部署	電話番号	備 考
町会・自治会関係	住民組織調査票	3月下旬	5月初旬	毎年		区役所 地域振興課 地域活動支援係	965-5113	
	自主防災組織変更届、資機材調査票	3月下旬	5月初旬	毎年		区役所 危機管理担当	965-5232	
	広報紙の配布担当者の変更	3月下旬	4月下旬	毎年		区役所 企画課 企画調整係	965-5112	
各種委員の推薦	民生委員児童委員	5月下旬	8月中旬	3年毎	複数名	区役所 地ヶア推進課	965-5156	欠員は随時
	廃棄物減量指導員	2月下旬	4月上旬	2年毎	複数名	多摩生活環境事業所	933-4111	
	青少年指導員	12月上旬	1月下旬	2年毎	複数名	区役所 地域振興課 地域活動支援係	965-5113	
	スポーツ推進委員	12月上旬	1月下旬	2年毎	複数名	区役所 地域振興課 地域スポーツ推進担当	965-5223	
	路上違反広告物除却推進協力員	4月	5月	2年毎	複数名	建設緑政局 路政課 屋外広告物係	200-2814	
	国勢調査調査員	5月下旬	6月下旬	5年毎	複数名	区役所 総務課 選挙統計担当	965-5109	
	明るい選挙推進協議会委員	4月	5月	2年毎	*	区役所 総務課 選挙統計担当	965-5109	ブロックで2～3名
	選挙投票事務従事者	選挙時			複数名	選挙管理委員会事務局	965-5109	
	川崎市美化運動実施麻生支部推進委員	2月下旬	4月上旬	2年毎	*	区役所 地域振興課 地域活動支援係	965-5113	町会長・自治会長の充て職
	地域福祉推進委員（柿生地区社協）	2月中旬	3月末	2年毎	1～複数名	柿生地区社会福祉協議会	952-5500	
	地域賛同者（麻生東地区社協）	4月上旬	5月上旬	2年毎		麻生東地区社会福祉協議会	952-5500	
	地域防犯連絡所連絡員	5月上旬	5月下旬	毎年	1～2名	麻生警察署生活安全課	951-0110	
	婦人消防団員		随時		複数名	麻生消防署予防課	951-0119	
老人いこいの家運営委員	6月上旬	6月下旬	2年毎	複数名	麻生区社会福祉協議会	952-5500	該当町会・自治会のみ	
会費・募金等	別紙記載							
要援護者支援	災害時要援護者避難支援制度	随時	随時			区役所 危機管理担当	952-5232	

会費・募金等

2021.06

区分	名 称	概 要	依頼時期	納入時期	担当課	電話	備考
会費	麻生区町会連合会会費	40円/世帯	6月	7月	麻生区町会連合会事務局 (区役所地域振興課内)	965-5113	
	麻生防犯協会会費	50円/世帯	6月	7月	麻生防犯協会事務局 (麻生警察署生活安全課内)	965-1780	
	麻生防火協会会費	30円/世帯	6月	7月	麻生防火協会事務局 (麻生消防署予防課内)	951-0119	
	柿生地区社会福祉協議会会費	広報紙数x70%x20円	6月	8月	川崎市麻生区社会福祉協議会	952-5500	柿生地区管内
	麻生東地区社会福祉協議会会費	10円/世帯	6月	8月	川崎市麻生区社会福祉協議会	952-5500	麻生東地区管内
募金等	日本赤十字社会費	幾らでも	3月	6～8月	区役所地ケア推進課	965-5156	
	あさお区民まつり賛助金	100円/世帯相当	7月	8月	区民まつり実行委員会事務局 (区役所地域振興課内)	965-5113	
	赤い羽根共同募金	幾らでも	9月	11月	共同募金会川崎市麻生区支会 (麻生区社会福祉協議会)	952-5500	最近は赤い羽根も配布
	年末たすけあい募金	幾らでも	9月	12月	共同募金会川崎市麻生区支会 (麻生区社会福祉協議会)	952-5500	
	社会福祉協議会賛助会費	1,000円/1口	2月	3月	川崎市麻生区社会福祉協議会	952-5500	金額は何口でも可、端数も可